

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）**  
(2024年5月1日)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉
主たる事務所の所在地	〒350-0806 川越市大字天沼新田字水窪247番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 片岡 正雄
設立年月日	平成 2年 8月 31日
電話番号	048-232-5155

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	草加キングス・ガーデン	
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒340-0032 草加市遊馬町185	
電話番号	048-929-0010	
指定年月日・事業所番号	平成 30年 4月 1日指定	1171800574
利用定員	定員35人	
通常の事業の実施地域	草加市	

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時45分まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
生活相談員	常勤 2人
看護/介護職員	常勤 1人、非常勤 6人
機能訓練指導員	常勤 1人

#### 7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	栗原 基
--------	------

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。草加市は地域「5級地」に分類されます。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として、利用総単位数に10.45を乗じた額を負担割合証に記載の割合で除した額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

**【基本部分：通所介護相当サービス】**

利用者の要介護度	単位数
事業対象者・要支援1	1798単位/月
事業対象者・要支援2	3621単位/月

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】** 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		単位数
若年性認知症利用者受入加算	個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合		240単位/月
サービス提供体制強化加算（I）※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	88単位/月
		事業対象者・要支援2	176単位/月
介護職員処遇改善加算I※ （～2024年5月31日）	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算減算の合計×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算I※ （～2024年5月31日）	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算減算の合計×1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算※ （～2024年5月31日）	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算減算の合計×1.1%
介護職員等処遇改善加算I （2024年6月1日～）	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算減算の合計×9.2%

（注1）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注2）介護職員処遇改善加算I、介護職員等特定処遇改善加算I、介護職員等ベースアップ等支援加算は2024年6月1日より、介護職員等処遇改善加算Iに変更となります。

**【減算】** 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に代わって以下の料金を用います。

減算の種類	減算の要件（概要）		単位数
同一建物減算	当該減算の要件に該当した場合	事業対象者・要支援1	376単位/月
		事業対象者・要支援2	752単位/月
定員超過 人員基準欠如	当該減算の要件に該当した場合	事業対象者・要支援1	1,170単位/月
		事業対象者・要支援2	2,400単位/月

## (2) その他の費用

食事、おやつ費用	1回につき600円の食費をいただきます。(おやつ代含む。) ※食材費及び調理費込の料金となります。
おむつ代	紙おむつ(紙パンツ含む)、尿取りパッドを提供した場合、紙おむつは1枚100円、尿取りパッドは1枚50円をいただきます。
その他	1回につき150円の活動費をいただきます。
	行事に参加された場合、実費をいただきます。
通常の事業の実施地域を越えて 行なう送迎に要する費用	越えた地点から1kmあたり80円をいただきます。
利用者希望により通常要する時 間を超えて通所介護を提供する 費用	30分あたり500円をいただきます。

## (3) キャンセル料

第1号通所事業(通所介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。ただし、当日10時までにご連絡がなかった場合、食事、おやつ材料費を請求します。

## (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。毎月15日前後に前月分の請求書を発送します。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次月分の請求書と一緒に発送します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)にあなたが指定する口座より引き落とします。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者 伊藤 恵賜
	電話番号 048-929-0010
	受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後6時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記にも申し立てることができます。

苦情受付機関	草加市介護保険課	電話 048-922-1281
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568
	第三者委員 (平井正治・田島実)	連絡先アドレス soka.kg.3rd@aa.wakwak.com

## 1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 送迎時刻は契約時にお知らせしますが、変更がある場合には事前に連絡します。
- (2) サービスの中で看護師による体調確認がありますが、ご家庭でも利用前に体調確認をお願いします。
- (3) 体調不良等によるサービスの中止、変更
  - ①風邪等、他者へ感染する可能性がある病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
  - ②当日の健康確認の結果、体調が悪い場合にサービス内容の変更又中止をすることがあります。
  - ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (4) 時間変更：天候異変、送迎車故障等のやむを得ない理由でサービス提供や送迎時間の変更を行う場合は、利用者、またはご家族にご連絡いたします。
- (5) 設備、器具の利用：サービス利用中の設備、器具の利用は無料です。
- (6) 本契約を継続しがたいほどの背信行為とは以下のような場合です。
  - ①事業者（管理者・職員）に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ②事業者（管理者・職員）に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③事業者（管理者・職員）に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
  - ④介護サービスの提供拒否、事業者からの連絡に応じない等、事業運営を著しく阻害し、信頼関係を築くことが出来ない行為
  - ⑤事業者（管理者・職員）或いは他の利用者に対する故意な法令違反その他著しく常識を逸脱する行為

### 13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回の総合消防訓練、その他年10回の防災訓練実施

防災設備 耐火建築構造、全館スプリンクラー設備、消火栓、非常通報装置設置

防災責任者 栗原基（甲種防火管理者講習課程修了第0711063号）

### 14. 提供するサービスの第3者評価の実施状況

実施なし